

派遣事業の業務取扱い要綱(同一労働同一賃金)2020.4～

抜本改正となる来年4月施行の労働者派遣法について、厚生労働省は3月29日付で、事業者向けの「業務取扱要領」をホームページに公表しました。働き方改革関連法の中の「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」に伴う改正で、「派遣先労働者との均等・均衡方式」か「派遣元の労使協定による待遇決定方式」のいずれかの確保が義務化されます。

いわゆる選択制「2方式」を巡っては、いずれも現場での運用方法が「複雑かつ難解」との指摘があり、準備を急ぎたい事業者から早期の公表が待たれていました。事業者らは今後、要領に記載された内容を詳細に確認しながら、来年4月に向けた環境整備を加速させることとなります。

事業者に対応の準備期間が必要となることから、厚労省は施行1年前となる年度内(3月末)の公表をめざして、昨年暮れから急ピッチで策定作業や調整などを進めていました。前回の2015年改正では、要領公表の後に、計3回にわたって派遣元事業者や派遣先、派遣社員などから問い合わせの多かった質問の「Q&A」を出しており、今回も同様の対応を検討するとみられます。

【厚生労働省ホームページより】

労働者派遣事業関係業務取扱要領(2020年4月1日以降)

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou_2020/index.html